

「令和8年度版 賃貸不動産管理の知識と実務」正誤表

下記に内容に誤りがありましたので、謹んで、訂正させていただきます。

頁数	内容	修正後	修正前
536	第6編第2章Ⅲ建築基準法等による規制(10)CLT工法)6行目	<u>上記、国住指第503号(技術的助言)により、従来のCLT告示の構造計算の合理化、仕様の拡大等が図られ、安全上必要な技術的基準が定められた。</u>	CLT パネル工法を用いた賃貸住宅を含む建築物等を新增築する場合、その構造方法は以下の表の基準に適合しなければならない。
536	第6編第2章Ⅲ建築基準法等による規制(10)CLT工法)19行目	ただし、 <u>上記のほか</u>	ただし、 <u>上表のほか</u> 、
873	第7編第6章Ⅱ土地の価格(公的に示される価格) 11行目	<u>第5編</u> 第6章「Ⅱ 定期報告の報告内容」	第6編第6章「Ⅱ 定期報告の報告内容」
935	第7編第6章Ⅶ税金5(1)固定資産税 表中2行目	・居住部分の課税床面積が一戸につき <u>次の面積</u> であること 令和8年3月31日までに新築: <u>50㎡以上280㎡以下(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡以上280㎡以下)</u> 令和8年4月1日以後に新築: <u>40㎡以上240㎡以下</u>	・居住部分の課税床面積が一戸につき40㎡以上240㎡以下であること(貸家住宅の場合は、一戸につき40㎡以上280㎡以下)

2026.07..08現在